

川産振発第32号
令和7年11月27日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船 津 由 徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年12月26日執行の経済部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（産業振興課）

産業振興課の雑入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

収入事務につきまして、ご指摘後、最初となる令和7年7月分から、川口市会計事務規則に則り、通知をする日から起算して20日以内の納期限を設定し、納付書を発行するようにいたしました。

支出事務について（産業振興課）

産業振興課の補助金において、補助金の算定が、補助金交付要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

支出事務につきまして、ご指摘後、令和7年4月1日付で川口市商店街近代化事業費補助金交付要綱を改正し、補助対象経費に「役務費」を追加しました。今後は、交付要綱に則り適切に事務を執行して参ります。

